

議事日程(第3号)

令和5年3月8日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 令和5年度国富町一般会計予算について
- 日程第3 議案第2号 令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第3号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第4号 令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第6 議案第5号 令和5年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第6号 令和5年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第7号 令和5年度国富町下水道事業会計予算について
- 日程第9 議案第17号 工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事(建築主体)〕の変更について
- 日程第10 議案第18号 令和4年度国富町一般会計補正予算(第9号)について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 令和5年度国富町一般会計予算について
- 日程第3 議案第2号 令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第3号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第4号 令和5年度国富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第6 議案第5号 令和5年度国富町介護保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第6号 令和5年度国富町水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第7号 令和5年度国富町下水道事業会計予算について
- 日程第9 議案第17号 工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事(建築主体)〕の変更について
- 日程第10 議案第18号 令和4年度国富町一般会計補正予算(第9号)について

---

出席議員(13名)

1番	中村 繁樹君	2番	穂寄 満弘君
3番	谷口 勝君	4番	三根 正則君
5番	日高 英敏君	6番	山内 千秋君
7番	武田 幹夫君	8番	近藤 智子君
9番	飯干 富生君	10番	河野 憲次君
11番	緒方 良美君	12番	横山 逸男君
13番	渡邊 静男君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君                      主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中別府尚文君	副町長	……………	横山 秀樹君
教育長	……………	荒木 幸一君	総務課長	……………	重山 康浩君
企画政策課長	……………	大矢 雄二君	財政課長	……………	矢野 一弘君
税務課長	……………	津留 慎義君	町民生活課長	……………	菊池 潤一君
福祉課長	……………	桑畑 武美君	保健介護課長	……………	坂本 透君
農林振興課長	……………	日高 佑二君	農地整備課長	……………	横山 寿彦君
都市建設課長	……………	吉岡 勝則君	上下水道課長	……………	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	横山 香代君
教育総務課長	……………	児玉 和弘君	社会教育課長	……………	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長	……………			……………	三好 秀敏君
監査委員	……………	山口 孝君			

---

午前9時29分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。傍聴席の皆様、おいでいただきましてありがとうございます。

本日も一般質問からとなっております。

議員におかれましては、政策の提言や疑問点につき、納得いくまで質疑を繰り返していただきたいと思ひます。執行部におかれましては、対応方、よろしくお願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告がなされておりますので、順次これを許します。

最初に、近藤智子君の一般質問を許します。近藤智子君。

○議員（8番 近藤 智子君） おはようございます。公明党の近藤智子でございます。

本日も早朝よりたくさんの方の傍聴ありがとうございます。

初めに、3月いっぱい退職されます重山総務課課長、大矢企画政策課課長、吉岡都市建設課課長、児玉教育総務課課長、福嶋学校給食共同調理場主幹、黒岩保健介護課副主幹、長い間お疲れさまでした。また一般質問等で大変お世話になり、心から感謝申し上げます。これから新たな場所でいろいろと御活躍されることと思ひます。どこかでまたお世話になると思ひます。そのときはどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、出生数80万割れという新聞記事報道がありました。「2月28日に厚生労働省が発表した人口動態統計の速報値によると、2022年の国内の出生数は79万9,728人で過去最少となった。80万人を割り込んだのは1899年の統計開始以来初めてのことだ。宮崎県の2020年の出生数は7,916人で、前年から494人減り、過去最少だ」とありました。

「速報値には日本で生まれた外国人なども含まれ、日本人に限れば、約77万人にとどまると見られる。政府の将来推計では、出生数が77万人台になるのは2033年頃だった。少子化のペースは想定より11年も早まっている」とあります。放送大学名誉教授の宮本みち子氏はこのように述べています。「少子化に歯止めがかからないのは、これまでの少子化対策が十分ではなかった結果だと認識する必要がある。若い世代が子供を産み育てることに背を向けるのは、子供を持つことが、過酷な負担と感じられているからである。特に、女性は子供を持つことで失うものがあまりに多い。これからの日本を担い、未来をつくっていくのは、子供たちであり、子供の存在は社会の存続に欠かすことができない。少子化対策は人への投資として重要である。出産、育児、教育を親の自己責任とする社会体制を抜本的に転換し、子供や親たちを社会が支え、社会が子供を育てるというスタンスに転じる必要がある。各家族化が進み、親戚も少なくなっている中で、妊娠、出産、育児は孤独で負担の大きい仕事になっている。安心して子供を産み育てることができるように、切れ目のなく全ての妊婦、子ども子育て家庭を支援する伴走型相談支援体制をつくる必要がある。子供家庭センターを各地に設置し、子育てサポートプランを子供の状態や

家庭の事情に合わせて策定し、官民協働で支援することが必要だ。家庭訪問による家事、育児支援を全国で展開する必要がある。既に長年実施してきたある民間団体によれば、養育困難な事情を抱えて、子供の虐待やそのリスクがある家庭へ家事、育児支援を継続した結果、虐待された子供の心の回復に大きな効果を発揮し、母子ともに最悪の状態に陥らずに済んだという。外からの支援の手を必要としている孤立した親子は少なくない。虐待による後遺症は子供自身はもちろんのこと、社会的にもダメージが大きい。これ以上増やさない取組が必要である。コロナ禍で若年層の経済事情の悪化に加え、将来への悲観的展望が、結婚も出産もためらわせている。子供を産み育てる費用の大きさ、そして女性がキャリアを犠牲にせざるを得ない現実を見れば当然のことである。若年層が、家庭を持ち安心して妊娠、出産できるためには、出産費用の給付、仕事と所得の保障、住宅給付、乳幼児の保育料無償化などを早急に進める必要がある。公明党は22年に子育てトータルプランを発表した。出産育児一時金の増額、中長期的な出産、育児支援策を打ち出し、子供、若者のライフステージに合わせた切れ目のない支援の充実を提案している。そのためには、国、地方双方で少なくとも6兆円を超える財源が必要だと数字を示している。このプランが実現することを期待する」と述べています。

本年の本町の令和5年度の当初予算にも、人口減少対策の予算が多く組まれています。子育て支援は待ったなしであります。

それでは、議長のお許しもありましたので、通告に従いまして、質問してまいります。

1 問目は保健行政について伺います。

令和元年の3月、第3回定例会で質問しました。がん治療で脱毛した人がつける医療用ウィッグの購入助成はできないかであります。前回の質問から4年たちました。4年前までは、それほど多くの自治体で助成はなかったようです。がんと戦うには、精神的にも経済的にも大きな負担が伴います。抗がん剤の副作用で髪が抜けることも、大きな精神的負担であります。医療用ウィッグは、抗がん剤治療中の患者が就労や通院を含めた日常生活において、必要なアイテムにもかかわらず、医療費控除や健康保険では対象外であります。こうした状況を受けて、抗がん剤治療の副作用で起きる脱毛に悩む患者向けに医療用ウィッグの購入代金を助成する自治体が増え始めています。本町におきましても、医療用ウィッグの購入助成はできないか伺います。

2 問目は、福祉行政について伺います。

ミライロIDという障害者手帳のスマートフォン向けのアプリがあります。いつでもどこでも障害者手帳を提示するときに、スマートフォンを見せるだけのアプリです。まだまだこのアプリの知らない障害者の方が多いようです。福祉課の窓口で、ミライロIDのアプリの周知はできないか伺います。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） マイクの消毒を行います。しばらくお待ちください。

答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、近藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、医療用ウィッグの購入助成についてであります。

国は3月に閣議決定を予定している第4期がん対策推進事業計画の中で、がん治療に伴う脱毛など外見の変化によるがん患者の精神的負担を和らげ、生活の質の向上に向けた取組、いわゆるアピランスケアについて方向性を示しています。それによりますと、がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加し、アピランスケアの必要性が高まっていると示唆した上で、入院外来の治療中での相談体制整備や将来的に診療報酬での対応など、医療現場でのサポートの重要性にも言及しています。ウィッグの購入助成について、県内で実施している自治体は現時点ではないと聞いておりますが、令和3年11月から、たちばな基金という団体が、ピンクリボン活動の一環で乳がん患者のウィッグ購入助成を行っており、治療実績も伸びているようです。

したがって、町としましては、このような取組や今後の国の第4期がん対策推進事業計画の方針、県の動向等を見守っていきたいと考えております。

次に、障害者手帳のスマートフォン向けアプリの周知についてであります。

障害者手帳の情報をスマートフォンに取り込むことができる民間企業が提供するミライロIDアプリは、公共交通機関や公共施設で、障害のある方がサービスを受ける際、画面の表示により本人確認に利用できるものです。障害者手帳を公共の場で提示することに心理的負担を感じる方への負担軽減や、障害者の生活情報が取得でき、利便性の向上にもメリットがあります。

町としましても、障害のある方への利便性の向上などに活用できる無料のアプリであることから、福祉課窓口で周知したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足答弁はございませんか。

近藤議員、質問を続けてください。近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） がん治療の患者のつける医療ウィッグの助成はできないか伺いました。壇上でも言いましたけど、4年前の第3回定例会でも質問いたしました。2回目の質問になります。よろしく願いいたします。

日本人は生涯におよそ2人に1人ががんにかかり、およそ4人に1人ががんで亡くなっていると言われております。2021年にがんで亡くなった人は38万1,497人で、1981年以降、がんは日本人の死亡原因第1位であります。一昔でありましたら、がんイコール亡くなるというイメージがありましたが、現在では、早期に発見して治療すれば治る病気でもありますで、ここ

でお聞きします。本町の最近のがん患者の状況はどのようになっているか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 坂本保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） 町内のがん患者の状況ですけれども、国のほうで実施しております統計で、全国がん登録という統計があります。一番直近が2018年（平成30年）の数字になるんですけれども、この年度の全部位のがん罹患者数、これが国富町が184人というふうな数字となっております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） なかなか本町のがん患者は、最近の数字は出てきてないようですので、少し残念でありますけど、がんの予防にはがん検診を受けて早期発見することが一番と言われています。今、コロナ禍で3年目に入りますけど、4年目ですね、がん検診の受診率が低いという報道もありますけど、本町のコロナ禍とコロナ以前の検診の受診率はどのようになっているか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） 特定健診、総合健診のほうにつきましては、確かに令和3年度につきましては、コロナにより中止にした部分がありますので、受診者が減っているという状況はあります。ただし、乳がん、肺がん、このようなものにつきましては、別個に保健センターのほうで行っているもの、これについては、ここ3年の減少といったようなものはありません。ちなみに令和3年度の町の検診でいきますと、乳がん、胃、子宮、肺、大腸、前立腺の合計で、7,247人が受診をしております。これは申込者に対しまして64%の受診率なんですけれども、その結果、がんが見つかったのが、12件、乳がんが8件、胃がんが1件、前立腺がんが3件というような実績となっております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） ありがとうございます。がん治療には、手術や抗がん剤治療、放射線治療などがあります。それぞれ副作用があります。抗がん剤治療では、特に脱毛が多く見られます。私も5年前に乳がんにかかり、抗がん剤治療いたしました。2週間できれいにスキンヘッドになりました。抗がん剤治療は本当にきついです。しかし、身体がきつい以上に辛いのが脱毛でした。私の周りにも何人もの乳がんにかかった方がいらっしゃいます。先ほども件数が出ていましたけど、女性はやはり脱毛を気にされて、そして必ずウィッグの心配をされます。どんなウィッグがいいのか、幾らするのか、どこで買ったらいいいのか、体の心配以上にウィッグの心配をされています。私のがんになった5年前は、ほとんど九州でも数件くらいですかね、助成を

されている自治体はありませんでした。もちろんたちばな基金ありませんでした。最近では全国でも助成をしている自治体が本当に多くなりました。全国どのくらいの自治体が助成をしているか分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） 私のほうで調べたんですけれども、全国の自治体で452の自治体が今取り組んでおりまして、県でいきますと、県単位だけで実施している6件を含めて40の県が実施しております。県でいきますと85%、市町村の率でいきますと26.3%が実施しているということになります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） 大分、本当に増えてきていると思います。がんの抗がん剤治療で脱毛になります。全てのがんで脱毛になるわけではないんですね。特に乳がんの抗がん剤治療では脱毛が多いようです。前回の質問でも言いましたが、抗がん剤治療は、治療の辛さと経済的負担がすごく大きいんですね。乳がん、抗がん剤治療に費用があります。だからいろんなのも必要なんですけど、二重、三重と、本当に経済的に必要です。がん保険を入っている方はいいんですけど、まだまだがん保険を入っていない方が多くいらっしゃいます。ウィッグも3万円から10万円、20万円と高価なものもあります。やはり、自分に合ったウィッグを選ぶとなると大変な出費になります。

先ほど町長がたちばな基金について言われましたけど、まだまだこれは令和3年ですから日が浅いんですけど、たちばな基金の具体的な活動内容と周知はされているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） たちばな基金というのが、ピンクリボン活動みやざきという任意団体で立ち上げられた基金となっております。これ事務局は県の総合保健センター内にあるんですけれども、乳がん患者のウィッグ、また補正具といって、パッドや下着になるんですけれども、この購入費用の2分の1程度を補助しますが、一応3万円を上限額として補助しております。令和3年度の11月から立ち上げられておりますけれども、この年度が、令和3年度がウィッグ33件、それから令和4年度にはウィッグ83件の助成を行っているようです。

以上、お答えします。

あつ、議長すみません。

○議長（渡邊 静男君） 保健介護課長。

○保健介護課長（坂本 透君） 周知につきましてですけれども、これについて認知度が低いというか、私のほうも、今回の質問でこの基金を知りまして、今後相談等あったときには案内を

していきたいと思っておりますし、また課のほうでも内容を、こういう基金があるということ、また共有していきたいというふうに思っています。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） ありがとうございます。認知もしっかりしていただきたいなと思います。知らない方もいらっしゃる、そのまま全額、せつかく3万の補助があるのにといいことで言われて、残念がる人もいると思います。あの保健センターでもいいから、ちょっと検診のときでもたちばな基金について紹介していただきたいなと思います。私もたちばな基金の方にお電話でお聞きしました。ピンクリボン活動みやざきが寄附や募金で運用されています。宮崎県内の方はもう言われれば対象になりますということなんですけど、その方が、担当の方が言われたことには、残念ながら運用資金がなくなったら、これは即中止になりますと言われました。もう運用資金がなくなったら終わりなんですね、なんかすごい寂しいなと思いました。

先ほど課長から説明ありましたが、全国での自治体で、県で80%くらいが、そういう助成をしているところがあるって言われましたけど、まだ、これに宮崎を入れてないということですね。募金とかそういう寄附で、こういうことがなされているということ、本当に残念なことだなと思います。まだまだがん患者には厳しい県だなということをしごく寂しく思います。

ヘアドネーションというのを御存じでしょうか。4年前にも質問しました。ちょうど私の長男のお嫁さんがヘアドネーションしたことを話したと思います。自分の髪の毛をある程度伸ばして寄附をします。それを小児がんや先天性の脱毛症、不慮の事故などで髪の毛を失った子供のために、寄附をされた髪の毛でウィッグを作り、無償で提供する活動です。先日も私の友人の娘さんが、二十歳の記念に、成人式まで髪を結うので伸ばして、翌日に髪を切って寄附をしたよということをお話してくれました。髪の毛は女性の命と言われていますが、その髪の毛を伸ばして、人のために寄附をするすばらしい活動であります。民間でもこんなすばらしい活動があるということ、ぜひ知っていただきたいなと思っています。

たちばな基金は、乳がんの方の基金です。乳がん以外のがんで脱毛される人には残念ながら助成はありません。宮崎は、まだまだ先ほども言いましたが、がんに対する助成が厳しい県だなと思っています。ぜひ、前回も言いましたが、国富町で一番がん患者のウィッグの助成をしてほしいなということをお願いしましてこの質問を終わりたいと思います。

次に、ミライロIDという障害者手帳について伺います。

まず、障害者手帳の種類と障害者手帳の保有者を、町の保有者を伺いたいと思います。

○議長（渡邊 静男君） 桑畑福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 障害者手帳の種類になりますが、3種類ございまして、身体障害

者手帳、知的障害などの療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳がございます。保有者数につきましては、令和5年3月1日現在になります。身体障害者手帳が1,032名、療育手帳が257名、精神障害者保健福祉手帳が166名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） たくさんの方がパーセントで言ったらあれですけど、障害者手帳を持っていらっしゃると思いますけど、この障害者手帳の申請方法というのはどのようになっているのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 申請につきましては、福祉課の窓口で受け付けまして、県の福祉事務所へ進達するというような流れになります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） この障害者手帳はどのようなときに提示が必要、まあいろんな保障証があったりとかあるんですけど、特にどのようなときに障害者手帳というのは提示する必要があるか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 障害者手帳の提示ですけども、様々な優待サービスですとか、それぞれの施設において特典がございますので、その際本人を確認するときに提示をされるものと認識しております。

それから、公共交通機関でも特典、優待のサービスがございます。身近な所では、宮交のバスでも提示をしてサービスが受けられるようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） いろいろな障害者割引を受けられるときに、障害者手帳の提示が必要であることが分かりました。雨の日の提示や頻繁に提示することで紙の劣化に困っている障害者の方も少なくないと思います。そこで伺いますけど、障害者手帳を紛失、破損した場合、再発行は可能なのでしょうか。また、再発行までの期間、手元にない間、提示を求められる場合はどのような対応なんかが必要なのか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 再発行については、町で受け付けまして、県のほうに申請をするというような形になります。紛失した際については、町の窓口のほうに届けていただければ、柔

軟な対応をとっているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） 再発行まではすぐできるんですか、それともちょっと時間がかかるのか、また、ない場合、もし紛失した場合はどのようにして、割引とかそういうのは受けられないのか、ちょっとそこ辺をちょっとお伺い……。紛失したり破損した場合です。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 紛失して再発行の期間については、県のほうに進達する期間もございまして、ある一定の期間は必要となります。それから紛失した際には、町のほうに御相談いただければ、いろんな方法で柔軟に対応したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） いろいろと、紛失したりとか、そういったときには、じゃあそのサービスは受けられるんですか、それとも、そのときはもうなければもういろんなサービスを受けられないということで認識していいんですか。紛失したりした場合、期間があるということで、再発行までに期間があるということでしたので、そこにちょっと、ちょっと重要なのでお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） ない場合には、町のほうに御相談いただきまして、県のほうにも確認いたしまして、それぞれのその優待期間の施設とかそういうところにも確認をいたしまして対応したいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） ありがとうございます。紛失したときとか破損したときも対応ができるということで安心しました。

ミライロIDというのは、デジタル障害者手帳アプリケーションであります。これをスマートフォン等にインストールして、障害者手帳の内容を登録しています。その登録内容が表示される画面を手帳の代わりとして提示することにより、障害のある方が気兼ねなくスムーズに必要なサービスを受けることができます。アプリ特有の機能として、飲食店で使えるクーポン配信や障害者の生活情報発信などもあります。全国3,000以上の事業者が、本人確認書類として活用しています。ミライロIDの活用について、公共交通機関を利用する際の障害者手帳の提示などを、本人に、先ほどあの町長も言われましたけど、本人に確認ついて、国土交通省

は、令和2年6月、バスやタクシーなど公共交通事業団体に当てて、ミライロIDの提示が障害者手帳に代わるものとして運用して差し支えないと見解を示しております。そういった意味では、紙媒体の障害者手帳とアプリであるミライロIDと2つ所持することで、用途に合わせて提示できるようなれば、障害者手帳を提示する心理的負担もなく、移動や外出が気軽にできるのではないかと思います。

ぜひ、このミライロIDを紛失したときは、もう何というかスマホを出せばいいし、雨やいろんな大変なときにも、紙媒体じゃなくてもスマートフォンを出すことによってそれがスムーズに行くということで、本当に障害者にとっては、すごくいいアプリだと思います。先ほども言われましたけど、なかなかこれを知りませんでしたということですので、ぜひこのミライロIDの周知をお願いしたいなと思っています。

ミライロIDをインストールすることで、数多くのサービスが受けられます。本当に、障害者にとってはメリットでありますけど、このミライロIDを福祉課の窓口でと言われますけど、ほかにはどんなところで周知ができるかなと思うんですけど、いかがでしょうか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 福祉課の窓口で障害者手帳とかの更新、新規の際に、対面で周知をしてまいりたいと思っておりますが、様々な機会を捉えて、こういったアプリがあるということの周知は図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） ありがとうございます。まずこれは最後の質問になりますけど、障害者、本町の事業所なんかですね、商店街とかいろんな事業所で、この障害者手帳を持って、割引とかそういう特典がある事業所等はないでしょうか伺います。

○議長（渡邊 静男君） 福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 現在、障害者の特典とかサービスを行っている町内の事業所はないと聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 近藤議員。

○議員（8番 近藤 智子君） ありがとうございます。全国にはもういろんな障害者に対して、飲食店とか、理容室とか、美容室とか、本当に割引をしたりサービスしたりする事業所があると聞きます。気軽にスマートフォンを出して、そしたら障害者の方ですねということで、いろんな特典をもらえるというところもあるみたいですよ。

今からデジタル化していきます。本当にもうすぐもう紙媒体じゃなくて、もう本当にスマートフ

オン一つでいろいろなところが出てくる、そういうサービスを受けられる、もうあと1、2年先にはなると思うんですけど、ぜひ少しでも早く、町内の障害者の方にこういうアプリがありますよということで、そしてぜひ使ってくださいということでしていただきたいなと思っています。障害者の方が、もう一々障害者手帳を出すことなくスマートフォンを出すことで、気軽にいろいろなサポートが受けられ、そしてもう出かけに行くときも、慌てて探さなくてもいいような、そういうふうにしていただけたらいいなと思っています。ぜひ、ミライロIDの周知をしていただきたいなと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、近藤智子君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を10時20分といたします。

午前10時07分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、中村繁樹君の一般質問を許します。中村繁樹君。

○議員（1番 中村 繁樹君） 皆さん、こんにちは。令和5年3月議会も一般質問させていただきます、中村でございます。

本日もお忙しい中、傍聴席にたくさん足を運んでいただいた方々にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日よりWBC——ワールドベースボールクラシックが開幕いたします。日本代表は明日初戦を迎え、中国代表と第1戦を控え、緊張はピークに達していると思いますが、私もこの壇上に立ち、町民代表として侍ジャパン代表としてマウンドに立ったように緊張しております。

ご存じのとおり、先月はWBCの日本代表、宮崎合宿で連日2万人超えの観客動員を集め、宮崎県も多大な経済効果が生まれたことは皆さんご承知のことだと思います。

私も令和3年4月に初当選させていただき、令和3年12月議会での一般質問の中で北海道の北広島市の市長が北海道日本ハムの本拠地を札幌市から北広島市に移し、公表から2年足らずでドーム球場建設に至り、今年から日本ハムファイターズが新しい球場のエスコンフィールドHOKKAIDOを本拠地とし、新たなシーズンが始まります。小さな町でも夢がある事例であり、このような全国を驚かすような出来事を紹介し、ぜひ国富町でもこのようなサプライズ案を町議会に提案してもらえればと発言したことを思い出しました。もし、本当にあのときアクションを起こしていたら、もしかしたら読売巨人軍の3軍が今年より高城町で秋季キャンプを行うことが

決まりましたが、もし国富町に球場整備が行われ、キャンプ誘致ができていれば、国富町にも多くの経済効果が出たのではないのでしょうか。

私も今回の4月より3年目の議員生活に入りまして、今回で8回目の一般質問になりますが、私の勉強不足により思った成果は得られておらず、多くの支援者の方々の期待を裏切る形になっております。今年こそ執行部をうならせる質の高い目玉政策を一般質問で提案いたし、予算化していただき、住民サービスが向上し、全国の自治体が国富町の取組を真似したくなるような政策をたくさん提案していきたいと思っておりますので、執行部の方々、よろしくお願いいたします。

それでは、通告のとおり一般質問に入らせていただきます。

令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化が示され、地方自治体では住民の利便性向上、職員の負担軽減、情報セキュリティ対策のためDXが強く求められております。

総務省による自治体トランスフォーメーション推進計画2020年では、自治体業務システムを統一、標準化する目標時期が2025年度に設定されました。何も対策をせず、自治体DXを2025年度末に終えることは不可能であります。

本町でも2025年になってからではなく、今から具体的な対策をしていくことが重要であります。企業に求められるDXは異なり、自治体に求められるDXは地域住民の利便性や行政サービスを向上させるためのものです。そのため、一環としてマイナンバーカードを活用していくことや行政手続のオンライン化、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底、脱判こなどが挙げられますが、今後、国富町が自治体DXに向けてどのような組織で計画し、業務効率化や職員負担軽減や住民サービスの向上が受けられるのかを伺います。

そこで質問ですが、1つ目に総務省が自治体DXの推進を行っていますが、本町で今後どのようにDXを計画的に取り組もうとしているのか。また、DXの人材の確保や育成について、現状や課題を伺う。

次に、異次元の少子化対策についてであります。岸田首相が年頭の記者会見で掲げた異次元の少子化対策が大きな議論を起こしていますが、少子化対策は国全体の課題であり、もちろん国富町においても喫緊の課題であります。

皆さん、ご承知のとおり、東京都知事は政府の異次元の少子化対策は遅いと痛切に指摘し、東京都に在住するゼロ歳から18歳の全ての子供に月額5,000円を支給する非常に分かりやすい方針を表明いたしました。

各自治体は追随するように子育て支援を打ち出し、岐阜県は第2子以降の出産時に1人当たり

現金10万円を贈る祝い金事業を創設、秋田県は国の交付に合わせ、昨年4月以降に生まれた子供1人当たり2万円を支給する意向を示しました。三重県は子育て支援で独創的なアイデアを出した市や町に対し5,000万円を上限に事業費の半額を助成すると発表いたしました。

小さな町でも町単独で少子化対策を行っている自治体はたくさんあります。北海道の松前町は生まれたときと満1歳の誕生日の2回に分けて地元商工会で使える商品券を第1子に20万円、第2子に30万円、第3子に50万円支給される上に、両親の所得制限なしで高校生までの医療費が完全無料であります。福岡県添田町は出産1人につき5万円、第3子以降は20万円、第4子は50万円支給されております。東京都日の出町は15歳までの子供1人につき月額1万円のクーポンを支給し、保育園や給食費、学童クラブなどに使用できます。ほかにも給食費無料や保育料無償など国富町より手厚い少子対策を行っている自治体は数え切れません。

国富町も政府の対策は遅いと指摘し、ネットニュースのトレンドに入るような給食費完全無償化や高校生まで医療費完全無料化、子ども手当の拡充等の国富町独自のまさしく異次元の少子化対策の目玉政策を早急に打ち出さないと、宮崎市や西都市の近隣自治体がやり始めてからでは後手に回ると私は思います。

そこで質問ですが、異次元の少子化対策の議論が行われていますが、国の対策を待つばかりではなく、国富町単独の少子化対策について本町の対策を伺う。

次に、移住定住支援であります。先月2月に国富町総務厚生常任委員会で所管事務調査で積極的に移住定住対策を行っている熊本県和水町へ伺い、様々な移住定住支援を勉強させていただきました。和水町では新築建売住宅購入者には1世帯で25万円、50歳未満の夫婦または中学生以下の子供を扶養者には50万円、町外からの移住者には50万円の定住促進推進補助金を創設し、移住定住に促進し地域活性を図り、定住人口の増加につなげる取組を行い実を結んでおります。

そこで質問ですが、町への移住定住促進を図ることは重要な課題である。本町の移住定住を支援する取組について伺う。

最後に、GIGAスクール構想についてですが、文科省が子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育、ICT環境の実現に向けて令和時代のスタンダードとして1人1台端末環境をというメッセージでGIGAスクール構想を立ち上げましたが、コロナ禍により計画より前倒しで1人1台の端末の配布が早まり、各学校でGIGAスクールが行われております。

令和3年12月議会でも武田議員が同様の質問をしておりますが、1年が経ち、どの程度学校でのICT活用した授業が進んでいるのかの質問ですが、町内の小中学校現場でのICTを活用したオンライン教育はどの程度行われているのか。また、学校間教育格差の現状を伺う。

以上で、壇上での私の質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本町における今後のDXへの取組についてであります。

2020年12月に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画に基づいて、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容が具体的にまとめられたのが自治体DX推進計画です。最新のデジタル技法を活用して業務を効率化し、地域住民の利便性向上を目指す取組であり、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続オンライン化などを重点取組事項として掲げています。

DX推進に実際に取り組んでいる自治体の事例を見るとワンストップ窓口の実現など、来庁者の申請手続の効率化等が高い評価を得ており、今後、計画を進めていく上での参考になるかと思っています。

DXを進めていくためには、ITなどのデジタル分野に知識や能力のある人材の採用と育成が必要です。しかし、社会的にもデジタル人材不足が課題となっていることから、国の特別交付税措置対象となる地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の登用を新年度予算に計上したところではあります。

自治体DXは、住民一人ひとりにきちんと行政サービスを提供できる体制を構築することが肝要です。DXの推進には、ある程度時間がかかることも予想されますことから、職員研修を積み重ね、役場内の様々な部署と連携し、短期的・長期的な計画を策定してまいります。

次に、町単独の異次元の少子化対策についてであります。

国は、次元が異なる子ども・子育て政策を進め、日本の少子化傾向を何とか反転させたいとして、6月の経済財政運営の指針、骨太方針までに、子ども予算倍増に向けた大枠を示すとしています。

本町では、従来から少子化対策の一環として子ども医療費の無償化や保育料の保護者負担軽減措置、体外受精などの特定不妊治療の助成、乳児家庭への全戸訪問、専門的な相談を行う養育支援訪問、子育て支援センターや子ども家庭総合支援拠点を活用した相談など多様な支援事業を行っております。

新年度からは、国の対策を待たずに本町独自に1番目の対策として、第2子の保育料無償化や第2子の児童を家庭で保育している世帯に対し、1人当たり月額5,000円を支給する在宅育児支援手当、次に2番目の対策として、国の出産・子育て応援給付金に加え、育児の伴走的な支援では新生児が1歳6か月になるまで定期的に育児グッズを届け見守りを行う、健やか子育てエール便事業を新設し、より重層的な子ども・子育て支援を少子化対策事業の重点対策として予算化したところではあります。

少子化対策につきましては、国の子ども予算倍増に期待するところでもありますが、本町とし  
ましても少子化対策は最重要課題として捉え、これからも様々な施策を模索しながら長期的な視  
点で多様な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、移住定住を支援する取組についてであります。

これまで町独自に取り組んできた「働く若者定住促進奨励金事業」を活用して移住定住した若  
者は、平成30年度からの累計で134件、398人であり、そのうち34%の134人が中学  
生以下となっており、大きな成果を上げております。

また、本年度は県主催の移住相談会に参加し、本町のPRや他自治体の取組状況等の情報収集  
を行ったところ。相談会では、移住希望者の多くが補助金内容よりも、移住先の生活環境や  
雰囲気などをイメージできる機会を望んでおり、町が今年度から実施している「移住検討支援事  
業」の内容充実を図っていくことが肝要であると実感したところです。

国富町は、緑や清流などの豊かな自然環境や県都からのアクセスに恵まれていることなどから、  
今後はこの魅力を最大限活用し、自然環境の中で比較的広い敷地・住宅が確保しやすいこと、  
様々なライフスタイルが心豊かに実現できるといった点をPRしてまいります。さらに、木脇平  
原地区では、民間活力による住宅造成が進められていますが、移住定住の促進につきましては民  
間との協働が重要であると認識しており、移住された方のアイデアの活用なども今後検討してい  
きたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 荒木教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、GIGAスクール構想についてのご質問にお答えいたし  
ます。

本町では、令和2年度に1人1台のタブレットパソコンを導入し、ICTを活用した学習をス  
タートしました。当初は、タブレットパソコンの操作やツールの扱い方など、教職員のスキルア  
ップが大きな課題でしたが、専門家のGIGAスクールサポーターに、使用マニュアルや授業計  
画の作成を委託し、課題解決に努めました。さらに、町教育研究センターに学校の教職員から研  
究員として各1名を派遣いただき、ICTの特性や利点を生かした授業実践の取組を研究し、そ  
の成果を全教職員で共有することにより、タブレットパソコンの活用が広がっております。

このような取組によりましてタブレットパソコンの活用状況は、中学校では全ての学年におい  
てほぼ毎日使用し、小学校でも令和3年度と比較してほぼ毎日使用している学年が増えている状  
況であります。加えまして、県教育委員会からICT活用推進モデル校に指定されている木脇小  
学校で、昨年11月に授業公開を行ったところ、県内各地から80名を超える参加者がありまし  
た。参加者からは、低学年の子供たちもタブレットを自在に操っていて驚いた。活用の効果を強

く感じる。などの意見が寄せられ、全参加者の満足度は100%という結果でありました。

また、家庭でのオンライン学習につきましては、この2年間は学校での効果的な活用を第一に進めてきたため、持ち帰りは試行的な実施にとどまりましたが、次年度はタブレットパソコンを家庭に持ち帰っての学習も推進していきたいと考えております。

このように、町内の全小中学校が同じようにタブレットパソコンの効果的な活用に取り組んでおりますので学校間の格差はないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 補足説明はございませんか。

中村議員、質問を続けてください。

○議員（1番 中村 繁樹君） 町長、教育長、答弁ありがとうございます。

自治体DXの課題としては、全国の市町村においてデジタル人材の確保や自治体の情報課担当職員の確保・育成も大きな課題になっており、外部からデジタル人材を任用している自治体も令和3年9月時点で101団体となっているのが現状ですが、国富町でデジタル化を牽引する旗振り人材の確保は町職員を教育していくのか、外部から招聘するのかではデジタル化へのスピードが違ってくると思いますが、そのあたりを聞こうと思いましたが、今、先ほど町長の答弁で外部からの登用の予算がついているということでもありますけれども、その辺の目星がついているのかどうかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 大矢企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 先ほど町長の答弁でもありましたが、国の特別交付税措置の対象となります地域活性化起業人制度を活用してデジタル人材の登用を新年度予算に計上しているところです。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 分かりました。その予算を使って非常によい人材を早急に国富町に招聘して、この事業はどこもいい人材は取り合いになると思いますので、ぜひとも早急に動いてほしいと思います。

では、次に総務省の自治体DX推進計画の重点取組事項6項目の中に（3）自治体の行政手続のオンライン化についての質問であります。この3年間、コロナ禍で対面をできるだけ避けたいという町民の行政、双方のニーズに応えるために行政手続オンライン化は不可欠と言えます。

オンライン比率が高い都城市では保育施設の申込みや介護に関する手続、就労証明書等30種類の手続がオンライン化されており、作業の効率化につながり、窓口が本来注力すべき相談への対応などに時間を割くことができっております。もちろん、市民サービス向上にもつながり、コン

ビニエンスストアで手続をする場合の手数料を一律150円とし、市役所や支所窓口での半額以下に設定しております。これによりコンビニエンスストアの手続は2倍近くに増えたそうであります。そのため、窓口業務に追われることなく職員が午前中から本来の仕事が進み、新しい企画を作るなど使える時間が増えたとのことであります。書かない、待たない、行かなくていいのデジタル市役所になっていると思いますが、国富町も本町で住民サービスの向上や職員の事務負担軽減及びペーパーレス化の観点から行政手続のオンライン化の現状を伺います。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） おっしゃるとおり、確かに行政手続のオンライン化によりまして住民サービスの向上、職員の事務負担軽減、ペーパーレス化が実現できると考えております。

本町においては、子育て・介護関係の26手続についてマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする基幹システムの改修を現在行っておりまして、令和5年度からのサービス開始を目指しております。

また、転出・転入のオンライン手続については、令和5年2月6日から全国でサービスが開始されておりまして、本町においてもマイナポータルからマイナンバーカードを用いて転出届、転入予約が可能となっております。

さきに申しあげました子育て・介護関係の26の手続については、特に国民の利便性向上に資するものとして優先的にオンライン申請を可能としておりますが、それ以外の各種行政手続につきましても先進地の事例等を参考にし、ワンストップ窓口の実現について研究を重ね、さらなる住民サービスの向上や事務負担軽減を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） ありがとうございます。県内の26市町村の中でコンビニなどにおける証明書などの自動交付をしている自治体は、市単位では宮崎市や都城、延岡市などの全ての自治体で交付ができていますが、町単位でも隣町の新富町や都農町、川南町や三股町でも交付ができる自治体もあり、非常に便利であります。

新富町や都農町、川南町は国富町よりも人口が少ない町ですが、コンビニ交付ができております。私は国富町も頑張ればできないことはないと思います。逆に、なぜ国富町はコンビニ交付ができないのかを調べて、どうすればコンビニ交付ができるのかを担当課長が町長に提案するべきであると私は思います。コンビニ交付ができれば、町職員にとっても町民にとってもとても便利になると思います。

先日、国富町の飲食店で食事をしていたところ、隣の席の方が私が町議であるということを知り、私に西都市から国富町に家を建てて住み始め、自営業で共働きで忙しく、役場に5時まで

行く時間がなく、国富町はコンビニ交付ができないので非常に不便だと話されました。確かに、私は今まで住民票などは役場に5時までに行き交付してもらうことが当たり前で50年近く生きてきましたが、西都市や宮崎市などで生活してきた方からすると非常に不便だということを痛感させられました。

都城市総合政策部デジタル統括課もオンライン申請は市民の声から始まったといい、子育て世代の若い市民から児童手当の現況届の手続を窓口に出向かなくてもできるようにしてほしいといった声が寄せられ、オンライン申請の導入に乗り出し、今では30種類の手続がオンライン化されたと言います。

当たり前のことではありますが、国富町でコンビニ交付が行われれば、八代地区の住民は三名のコンビニまで行けば住民票や印鑑証明書等の交付ができるようになり、塚原地区・太田原地区の住民は木脇のコンビニに、嵐田・田尻・向高地区の方は嵐田のコンビニに行けば役場まで来庁せずに交付ができ、夕方5時までには役場内に来庁しなくても、コンビニ交付であれば早朝6時半より夜の23時まで交付ができ、もちろん国富町のコンビニだけではなく全国どこのコンビニエンスストアでも交付ができ、非常に便利になるとと思いますが、国富町にコンビニエンスストアがない町なら諦めもつきますが、国富町にはたくさんのコンビニエンスストアがあります。

具体的にいつ頃コンビニ交付のサービスが受けられるようになるか、再度具体的に教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） コンビニ交付につきましては、閉庁日や夜間においても住民票などを受け取ることができますことから、住民サービスの向上や行政運営の効率化を図ることができると考えております。

このサービスにつきましては、県内では現時点で9市3町の導入状況となっております。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、町では令和5年度、DXについて取組の強化を図るため、民間からの人材登用を新年度予算に計上したところです。

今後はデジタル人材を活用しながらコンビニ交付やオンライン手続等について、令和5年度中に国と協議を始めたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 非常に私は遅いと思います。国富町も早急なコンビニ交付ができるようにして、都城のようにコンビニ交付すると半額以下とは言いませんが、200円程度で交付をすれば窓口業務軽減になり、住民サービスも向上すると思います。

では、次に総務省の自治体DX推進計画重点取組事項6項目の中に（4）自治体のAI、RP

Aの利用促進についてでの質問であります、自治体DXが必要とされる理由の一つに少子高齢化が挙げられます。高齢者が増加する一方、労働世代の人口が減少し、公務員の数が不足することが予測されております。そのため、インフラ維持・行政サービスの維持が難しくなるといわれております。

国が提唱している自治体DXは、主に行政手続のオンライン化、AI、RPAの活用、自治体情報システム標準化であります。自治体業務は定型的な業務に多くの労力が割かれ、これらの課題解決のためにソリューションとしてRPAが使われ始めております。RPAとは、ご存じかと思いますがロボテック・プロセス・オートメーションの略であり、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のことです。人が日常的に行っているマウス操作やキーボード入力などの操作手順を記録し、それを高速で正確に実行することが可能になります。その結果、既存の事務的業務を効率化させ、生産性を向上させることが可能になります。

RPAを導入するメリットは、務の効率化や生産性向上に加え、人的ミスの削減、事務作業から解放された職員のモチベーションの向上、より付加価値の高い仕事に集中できる人材不足の解消といったことが可能になります。

このRPAですが、神奈川県政策研究センターの調査によりますと、全国自治体におけるRPAの導入状況では、導入済みまたは導入を検討中と答える自治体が大半で9割前後との報告も出ております。

全国の様々な自治体では給与支払報告書の入力支援やワンストップ特例申請の省力化などが業務プロセス改善の対象とされ、職員の作業は最大9割低減できるとも実証されております。

導入事例の一例を挙げますと、既に2018年度に千葉縣市川市では児童手当、子ども医療費、住民税照会業務などに活用され、職員の時間外勤務が年間500時間の削減効果を実証されております。また、愛知県大府市ではRPA導入に向けた実証実験で、要介護者データ処理や手紙作成業務や年金特徴開始通知作成業務の3業務だけで、合計年間削減効果160時間超に達しております。このほか、たくさんの自治体でたくさんのRPAの導入事例があります。

国富町の職員も事務作業などの定型的な業務に時間を取られ、時間外労働や休日出勤などにより職員の精神的・身体的な負担感を軽減や人件費削減をするために早期のRPA導入を行い、国富町の若い職員には職員の本来あるべき姿である新たな事業の企画・立案などにもっともっと注力してもらい、全国に誇れる町、国富町にしていくべきだと私は考えますが、現在、脱判こ時代に逆行するかのように国富町では町職員の出勤状況確認も登庁した職員は印鑑を押すという昭和時代のアナログ的な仕組みになっておりますが、都城市では出勤した全ての職員がマイナンバーカードをスキャンし、デジタル管理しております。このような業務こそデジタル化が必要だと私は考えます。自治体DXにはRPA導入は不可欠だと考えますが、本町ではどのようにお考えな

のか教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 重山総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 職員の事務作業ということで総務課のほうでお答えしたいと思います。

例えば、いろんな申請書などからシステムに入力する際に繰り返し作業をするということが多い場合には、この入力補助機能としてのRPAは大幅に時間が短縮できます。非常に有効であるというふうに考えております。そのため、現在、来年度に向けて全職員を対象にしまして一人一人の担当業務の中において、現在どのような手間がかかっているのか。また、どのように改善すべきなのか、そういったあたりを精査してもらって調査を行っております。したがって、この結果を取りまとめて令和5年度からのDX推進に向けての参考にしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） DX全体の感想なんですけども、どの業務に対しても令和5年度から始まると、令和5年度に実施済みという回答がなかったことに非常に残念ではあります。自治体DXが進むことでAIやRPA活用により業務改善が図られ、住民利便性が向上します。町職員の方々は、日々DXに向けた負担が増していると思いますが、都城市のようにデジタル化が進むにつれて職員の負担は大幅に軽減され、本来の業務ができる時間が確保できるそうです。私たち議員も職員ばかりに負担をかけないよう議会内DX化を目指して努力していかなければ、国富町役場内はDX化されたのに国富町議会だけがいまだに紙を大量に使った資料でアナログではないかとの指摘を受けかねないよう議会内DXに向けても努力していき、タブレットを使用したペーパーレスな議会に向け職員の皆さんの負担軽減につなげていきたいと思っておりますので、国富町の早急な自治体DXに向けて職員の皆様にも努力してほしいと強く願い、次の質問に移りたいと思っております。

次に、異次元の少子化対策についてですが、先ほど町長答弁の新年度予算の中で少子化対策についての新たな取組が行われましたが、私はあえて厳しい指摘をさせていただきますと、まだまだ薄く、まだまだ国富町は頑張れると思っております。

先日、都城市が県内市町村初のベビーファースト宣言を行い、子育て世代が子供を生み育てたい社会を実現する運動のために3つの子育て支援を始めました。1つ、保育料完全無料化。2つ、中学生以下の医療費完全無料化。3つ、妊産婦の健康診査費用の完全無料化の3つです。第1子から完全無料化は県内では都農町、西米良村、諸塚村では既に実施されておりますが、九州内で人口10万人以上の自治体では初の取組となります。世帯の所得によって軽減される負担額は変わりますが、市の試算によると子供2人の標準家庭なら年間70万円の負担減となるそう

です。子育て世代には非常に手厚い政策だと私は思います。

また、小学校入学以降、中学校卒業までの子ども医療費も通院時に月200円の負担額も無料化になり、妊産婦健診1万2,000円や妊産婦歯科診療も一部ではなく全額完全無料化になります。予算規模は、保育料無料化に6億6,800万円、中学生以下の医療費完全無料化に6億1,200万円、妊産婦の健康診査費完全無料化に1億4,100万円の合計14億2,100万円の莫大な事業費が継ぎ込まれる予定であります。私は、まさしく異次元の少子化だと思います。財源は、ふるさと納税を活用すると発表しております。これほどの大型予算を継ぎ込んでも人口増加に転じるのは10年後だと予測されております。我が町国富町は何年後の人口増加を目指しているのでしょうか。もしかしたら、人口の自然減少は仕方ないと諦めているのではないのでしょうか。

先ほども申し上げたとおり、県内でも都城市以外で都農町や諸塚村、西米良村が保育料無料化を行っていますが、都城市は保育料無料化の財源はふるさと納税の活用とのことですが、2020年度、総務省が発表したふるさと納税金額の総合ランキングで都城市のふるさと納税額はニュースでも大々的に報じられておりましてご存じだと思いますが、約146億円で県内トップであり、終盤に北海道の紋別市に抜かれはしましたが、全国2位であります。

補足になりますが、総務省が発表したランキングには宮崎県も1つの自治体としてカウントされていますので、宮崎県の自治体を合わせると26市町村と宮崎県を合わせると27自治体での発表されております。

そのランキングをよりますと保育料を無料化している都農町のふるさと納税は県内2位で、全国6位の約109億円でございます。諸塚村のふるさと納税額は県内26位で、全国1645位の約825万円です。西米良村のふるさと納税は県内最下位であり27位であり、全国1662位の約723万円であります。我が町、国富町のふるさと納税額は県内18位で、全国481位の約4億円ですが、私は国富町は人口からしても立地条件からしてもまだまだ上にもおかしくないと思います。都城市や都農町のように100億円以上のふるさと納税を獲得していれば保育料無料化も納得ですが、西米良村や諸塚村のようなふるさと納税額が少ない自治体が保育料無料化できて、4億円ふるさと納税を獲得している国富町がなぜ保育園無料化ができないのでしょうか。私は国富町がベビーファーストではないからではないのでしょうか。

国富町のホームページに国富町のふるさと納税の寄附の活用方法5項目が掲示してあります。1つ、元気なまちづくりに関する事業。2つ、福祉に関する事業。3つ、文化・教育に関する事業。4つ、若者の定住化に関する事業。5つ、その他町長が必要と認める事業。この中に具体的に子育て支援が入っていないからではないのでしょうか。

ちなみに、都城市のホームページのふるさと納税の寄附金の使い道は上から順に、1つ、市長

にお任せ。2つ、子育て支援。3つ、協働のまちづくりや中心市街地活性化。4つ、環境・森林の保全。5つ、スポーツ・文化振興事業。6つ、高齢者支援。7つ、災害支援・口蹄疫対策。8つ、人口減少対策と事細かに分けられております。

私は、この項目も最重要課題の順番に掲示されていると思います。都城市は何事においても自信がありますのでトップ項目に市長にお任せという項目が掲示してありますが、中別府町長も控えめで実直であります。最後に、その他町長が必要と認める事業と掲示してありますが、町長も自信を持って1項目に自分がやりたいことに力を注ぎ、リーダーシップを強く取るべきだと私は思います。

そこで質問ですが、宮崎市の隣町で立地条件もよい国富町が保育料完全無料化で子供に優しい町をうたえば移住者も増えると思いますが、保育料完全無料化に踏み切れない理由を教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 桑畑福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） いろいろご提案頂きましたが、町長答弁にもありましたけれども、昨年12月の第4回定例会で中村議員からご質問頂きました第2子の保育料無償化について新年度から予算化したところでございます。

ご質問のさらなる保育料の無償化につきましては、少子化対策の考え方の一つと認識しておりますが、長期的な視点で多様な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 私は保育料無料に踏み切れない理由を教えてくださいとのことでしたが、ぼやけた答弁であります。非常に理解に苦しみます。私はこれまで様々な一般質問をしてきた中で国富町がどの分野に力を入れているかなかなか把握できておりません。全国の自治体の新年度予算のトップ項目には大半が子育て支援や人口減少対策が掲げられておりますが、ちなみに、昨日、飯干議員の一般質問の中で旧国富町中央体育館解体工事も町にとって最重要課題との課長の答弁でしたが、この異次元の少子化対策とどちらが最重要なのでしょうか。明確な優先順位があるのでしょうか。当初予算の編成概要の特徴の資料では、子育て支援が一番上位に書いてありますが、この順位で優先順位が高いと理解してよろしいのでしょうか、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 矢野財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） 議会資料のほうで次年度の令和5年度の取組ということで、特にというところ辺で強調したい部分で予算資料を作っております。

最重要課題の順位があるのかとの質問ですけれども、当然のことながら全てにおいてそれは重要な行政需要だというふうに認識しております。行政需要にはそれぞれの目的がありますので両

者を同等のレベルで比較することはできないと思いますけれども、少子化対策については重々に重要課題ということで考えておりますし、新年度予算のほうでもそういったところを踏まえて新しい事業等も加えて、少子化対策に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

最重要課題ということであれば、少子化対策事業も重要なものだというふうに認識しております。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） ありがとうございます。少子化対策は喫緊の課題でありますので、ぜひとも優先順位を上を上げてでも取り組んでほしいと私は思います。

国富町も財源見直しやふるさと納税に力を入れイレギュラー的な財源を見つけ、少子化対策に活動が見出せると思います。ふるさと納税も獲得額ばかりが全国の自治体で取り立たされておりますが、華やかに何億円ふるさと納税を獲得しましたという裏側には自分の自治体の獲得した納税額より、ほかの自治体に寄附することに伴う控除額のほうが大きく上回る自治体も出てきているのも現状ではあります。国富町も約4億円のふるさと納税を獲得しておりますが、国富町民がほかの自治体に寄附している金額を調べるのですがどこにも出てきておりませんので、分かる範囲で構いません、直近3か年程度の控除額の統計をお聞きしたいのですが、税務課長になるのでしょうか、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 津留税務課長。

○税務課長（津留 慎義君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今言われましたとおり国富町の住民が他の自治体にふるさと納税をされまして寄附金控除の申告をされた結果の町民税の減収についてのご質問であります。直近の3年間、令和2年度以降の分について、国の課税状況調査で町が報告しております数値について申し上げます。令和2年度課税分が101件の274万8,000円、令和3年度課税分が172件の429万2,000円、令和4年度課税分が248件の612万7,000円です。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 税務課長、ありがとうございました。やはり数字を見てみると、ふるさと納税額も増えておりますが、控除額も増えていっているということでありがとうございました。

ふるさと納税の獲得額が増えていくと、より各自治体はふるさと納税の返礼品に力を入れていくのでほかの自治体のふるさと納税に魅力を感じて寄附する国富町民も年々増えていくと思いま

す。今以上にもっともっとふるさと納税の獲得額や返礼品を増やしていかないと国富町も控除額が大きくなってくると数字が物語っていると感じます。民間活力も視野に入れ、今以上にふるさと納税の獲得額を増やし、その税収を活用し、ぜひともこの少子化対策がますます充実していくように強く要望いたしまして、次の質問に参りたいと思います。

次に、移住支援であります。熊本県の和水町が面白い取組を行っております。例えば、空き家バンクに力を入れ古民家を住民から借り上げてリノベーションを行い、1日1,000円で泊まれ、家具家電つきのお試し暮らし住宅に一定期間住んでもらい移住を検討してもらったり、私はこれが非常に面白い施策だと思います。新婚さん定住促進奨励金として50歳未満の新婚夫婦に対し現金15万円のお祝い金の支給を行っております。

また、少子高齢化による人口減少が進む中、町外への転出抑制や町外からの転入者を増加させるため民間活力による分譲地開発の推進を図るため補助金を設けております。補助額は簡易水道整備区域に開発する場合には1区画当たり20万円、簡易水道整備区域外に開発する場合1区画当たり40万円補助金を出しております。この補助金を新聞やテレビ局へプレリリースし、県内の宅建協会に連絡し、近隣市町の登録業者に周知、依頼をしたところ、年々、町内の新築件数が増えていて、平成30年と31年が21件だったものが、令和2年度には32件、令和3年は29件とのことであります。

また、現状では、町内3か所の民間業者による分譲地販売の造成工事が進んでおり、20区画程度が整備予定であり、今年の12月からの販売開始予定であり、民間業者からの問い合わせが増えたとのことでした。もちろん財源は町の一般財源であり、和水町の担当者も手応えを感じているとのことでした。

国富町もこのような補助金を創設することにより、分譲地開発業者に国富町の近隣の自治体で住宅を販売するより国富町のほうが補助金を利用できるので国富町で住宅販売をという気になると私は思いますが、このような町独自の補助金の創設はいかが思いますか、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 今おっしゃったのは他自治体の先進的な取組ということで大変興味深い補助金制度と感じたところです。

現在、本町では「働く若者定住促進奨励金事業」を行っており、3年間で最大100万円の奨励金を交付し大きな成果を上げておりますので、現在のところは考えておりません。

町内を見ますと家を建てるくらいのスペースや壊せる空き家があればスピード感を持って建て売りや注文住宅にしてしまう民間業者による宅地開発があちらこちらで進められている状況であります。民間主導による宅地開発は移住定住対策に有効でありますので、今後、研究を行う際の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） ぜひとも民間の活力を十二分に頂き、このような移住定住対策を進めてほしいと思います。

新たな補助金の創設や無料化などの政策を行うには新たな財源が必要になります。全国自治体が新年度予算案を掲げているニュースを見ますが、財源はふるさと納税を活用すると書いてある自治体が多く見受けられます。先ほどの少子化対策で都城市のふるさと納税の話をしたしましたが、私はふるさと納税制度はいつ終わるかわからない制度なのでもっと積極的に伸ばしていければと思います。まだまだ国富町には世に出ていないすばらしい返礼品がたくさんあると思います。

国富町は組織改革を行い、ふるさと納税課を創設してもよいのではと考えますが、ふるさと納税をたくさん獲得している自治体は必ずふるさと納税で得た税収で新たな政策を打ち出し、住民サービスが向上し、好循環な町になっているニュースをたくさん目の当たりにいたします。

そんな中、先日のニュースで目を引く話題が全国ニュースをにぎわせておりました。三重県四日市市がふるさと納税の寄附額を増やすために新たな返礼品の開発などに取り組む職員を年収約1,000万円の好待遇で募集したところ、全国から147名もの応募が殺到し、先日、最終選考が行われ、プレゼンを経て、現在12人に絞られ、近々発表されるとのことでした。結果が出なければ1年未満で退職になり、結果次第では最長5年まで契約を延長するようですが、国富町でもこのような民間からの商品開発やアイデアを持った人材を獲得すればもっとももっとふるさと納税が増え、移住定住に対する補助金などの創設ができると思います。国富町にはこのような民間活力を使った分野が非常に遅れているように私は感じますが、ふるさと納税の獲得金額を増やし、その税収を利用して移住定住対策に活用できると思いますが、先ほど税務課長の答弁のとおり、国富町民もほかの自治体に寄附して控除額も年々増えてきているので、ふるさと納税の獲得額を増やすために国富町もこのような民間からのスキルを持った優秀な人材の募集はできないのか教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 新たな補助金などの創設には中村議員がおっしゃるとおり安定的な財源の確保が必要になります。そのような財源にふるさと納税は有効な手段として多くの自治体に取り組んでいるところです。特に、県内では全国トップクラスのふるさと納税寄附額を獲得している自治体が多くあるところから、本町も担当職員がプライベートの時間やお金を使って交流や情報収集を行っているところです。

町では令和5年度から新たに企画政策課の中にふるさと納税や町のPRを担う係を新設します。ふるさと納税は年々寄附額を増やしておりますが、今後も返礼品の充実やファンの拡大、効果的

なPRなど将来を展望した取組を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） ここで中村議員、議長から申し上げます。

今、ふるさと納税の話になっておりますが、定住促進に関係することはよく存じています。ふるさと納税についてはこの程度で、移住定住のことについて深めていただければと思います。

○議員（1番 中村 繁樹君） はい。分かりました。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） 国富町も移住定住対策や少子化対策は待ったなしだと思います。

令和4年6月議会で武田議員の集落活性化対策の一般質問の中で国富町に移住者が来た場合、どれくらいの税収が見込まれるかとの質問であります。子供2人標準世帯で年間所得500万円、軽自動車2台所有であり、町民税や固定資産税、また国民年金、保険も合わせると一概には言えませんが年間約105万7,100円の税収が見込まれると税務課長の答弁もありましたが、様々な世帯間のケースがあり一概には言えないと思いますが、仮にこの半分の世帯年収のケースを試算しても年間50万円の税収アップが、毎年毎年、町の税収として見込まれます。出ていく財源ばかりに目を取られずに人口増加することで得られる財源にも着目してほしいと思います。

国富町に人口が増えることにより税収もぜひ換算して町独自の移住対策を打ち出し、町内外にプレリリースを行い移住増加につながれば私はいいいと思ひ、また次の質問に参りたいと思ひます。

最後に、GIGAスクール構想についての質問ですが、先日、ニュースで茨城県牛久市の牛久三中学校で校舎全体が停電するトラブルがあり、2日間臨時休校にし、2日目は牛久小学校の教室を借り、全生徒353人にオンラインで授業を行ったというニュースを目の当たりにしましたが、町内での小学校でこのような不測の事態が生じた場合はこのような対応ができるのかをお伺いします。

○議長（渡邊 静男君） 児玉教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 学校が停電した場合の対応についてお答えいたします。

停電した場合、照明機器は使用できず若干暗い教室になりますが、タブレット等の電気製品をしない授業はできると考えます。

ご質問の茨城県牛久市教育委員会に確認をいたしたところ、この中学校は屋上の貯水槽から給水しており停電で貯水槽の水を貯めることができなくなりトイレが使用できないということで、学校での授業に代えまして、自宅でインターネットが利用できる環境にある人は自宅で、そうでない人はインターネットが利用できる図書館等でオンライン授業を受けたそうです。

本町も児童生徒のいる家庭の約1割がインターネットが利用できない環境にありますので、全員が自宅でオンライン授業を受けることはできませんが、牛久市のような対応はできると考えて

おります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） ありがとうございます。学校教育現場においてICTを効果的に活用するためには何よりも指導する教員のスキルアップも重要だと考えますが、本町でもICT活用教育アドバイザーなどを利用した教育の研修などはどの程度行っているのでしょうか、教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 本町では令和2年度のタブレット導入時からICTの専門家でありますGIGAスクールサポーター、今のICT支援員を配置しております。ICT支援員はタブレットパソコンの不具合の対応、教職員の操作の習得、アプリケーションソフトの機能の研修を実施し、タブレットパソコンの効果的な活用にご貢献しております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 中村議員。

○議員（1番 中村 繁樹君） よく分かりました。ありがとうございます。

時間も少なくなりまとめに入りますが、GIGAスクール構想は時代の流れとともにアナログからデジタル化により様々な業務や仕事のやり方や勉強の仕方が便利になろうとされていますが、使いこなせなければ何の役にも立ちません。意外に子供たちのほうが先生たちよりデジタル化していて教育現場の最前線にいる教育者より長けている生徒もいるかもしれませんが、教育者も日々スキルアップをしていただき、国富町はICT教育のレベルが高いので国富町の学校に通わせたいと町外の子育て世代に思わせるくらい環境を整えて、誰一人取り残さない教育を目指してほしいと思います。

最後に一言、お礼を申し上げたいと思いますが、今年3月で退職される町職員の方々、長年、国富町行政のためにご尽力を頂き、本当にありがとうございました。

この3年間はコロナで思うような職務に力を発揮できずに不本意だったと察します。また、私が町議に当選してからの2年間、議会内での一般質問でいろいろと熱い議論を交わしていただいた定年を迎える課長の皆様、いろいろと勉強させていただきありがとうございました。また、本当にお疲れさまでございました。

今後とも、一国富町民として、また、国富町役場職員の先輩として、私たち及び町職員に対しまして、これからもご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上で、私の全ての質問を終了いたします。

○議長（渡邊 静男君） これで、中村繁樹君の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を11時40分といたします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

最後に、穂寄満弘君の一般質問を許します。穂寄満弘君。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 皆さん、トリを務めさせていただきます、昭和32年、酉年生まれの穂寄満弘です。私が総取りするということではありませんので。

早朝よりの傍聴、誠にありがとうございます。質問に入る前に、3月いっぱい退職される、ここにおられる4名の課長の皆さんを含む6名の方々、長い間、国富町、国富町民のためにご尽力されましたことに、心から感謝申し上げます。これからも、体に気をつけられて活躍されることを期待しております。

暦の上では啓蟄も過ぎ、田んぼでは冬ごもりをしていた生き物、カエルなどが顔を出す季節になりました。さらに、山からは降りてきた「チャッチャ」と鳴いていた鶯が変身するために、「ホウホケキョ」の鳴き声の練習を行い始めました。いつもやぶの中に隠れていて姿を見せないことが多いのですが、声ははっきり聞こえます。「ホウ」は吸う息、「ホケキョ」は吐く息です。中には上手な鶯もいますが、たまには音痴な鶯に出会うこともあります。私たちのカラオケに似たものを感じます。

毎年のことですが、1月からは県内各地において、Jリーグキャンプ、ベースボールキャンプ、さらに2月にはサムライジャパン宮崎キャンプが11日間の日程で行われ、18万人の県内外からの観光客もありました。3月にはアクサレディーズゴルフトーナメントが行われます。4月になりますと、G7宮崎農業大臣会合が2日間にかけて、宮崎市シーガイアコンベンションセンターで開催されます。開催期間中はG7各国の農業大臣をはじめ、国際機関の代表者、報道機関など、世界中から多くの方々が入県されます。本県が誇る食をはじめ、農業、文化、恵まれた自然など、本県の魅力を世界に発信する絶好の機会になることを期待し、さらには国富町の農業にも注目していただけるような成果が上がることを望んでおります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問してまいります。

まず最初に、屋外広告物の設置申請、維持管理、撤去申請についてお伺いいたします。

建築基準法関係法令集の中で、屋外広告物法があります。目的として、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置並びに維持に必要な基準を定めることを目的とすると書いてあります。

次に、定義としまして、屋外広告物とは常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立て看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板などとしております。

もちろん、ご存じと思いますが、広告物の表示の禁止区域もあります。都市計画法による禁止区域として、第一種・第二種低層住居専用地域など、文化財保護法、森林法などで禁止されている区域、さらに道路、鉄道、公園、緑地、古墳または墓地など、たくさんあります。禁止されている理由としまして、その地域、場所において、良好な景観の維持、風致の維持が必要なためとされております。

そこでお伺いいたします。本町において、道路脇に啓蒙、啓発のための屋外広告物が設置してあるが、経年劣化により傷んだり、台風等の強風で傾いたり、文字が読めなくなっているものが見られるが、屋外広告物の設置申請、維持管理及び撤去申請などは、どのようになされているのかをお伺いします。

次に、農業行政について伺います。

はじめに、原油価格・物価高騰の影響に対する支援として、燃油、資材、肥料、飼料、電気料金などの支援がたくさんあるが、今までの支援のための申請において、申請書類作成の苦手な方、いろいろな取組の要求で断念された農家の方々がおられるが、今回は、昨年末より申請、支払いが始まる肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向け取り組む農業者の肥料費の支援の状況についてお伺いいたします。

次に、鳥獣被害対策として捕獲活動経費の支援があり、捕獲頭数に応じた活動の支援と捕獲資材の導入支援があります。

次に、捕獲体制の強化として、捕獲サポート体制の構築支援があります。今回は、鳥獣の侵入を防ぐための柵の設置整備についてお伺いいたします。

柵の種類は、電気柵、ネット柵、金網柵とワイヤーメッシュ柵がありますが、今回はワイヤーメッシュ柵についてお伺いいたします。

資材の高騰などで、材料が年々変化しています。材料が細くなったり、網目が大きくなったり、支柱においては中間支柱がなくなったりするなど、材料単価を抑えるためだと思われませんが、材料の強度、耐用年数、施工性などに支障が起きていないか。さらに、農家の方々の負担などないかお伺いします。

以上、壇上にての質問を終わります。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、穂寄議員のご質問にお答えをいたします。

まず、屋外広告物の管理についてであります。

屋外広告物は、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板や広

告板、建物、工作物等に掲出、表示されたもの等と定義され、県の屋外広告物条例に基づいて、宮崎市を除き、設置場所を管理する土木事務所において事務処理を行っております。この条例は、歩行者や車両の安全性の確保と地域の良好な景観の形成を目的とし、禁止物件、禁止地域や規制地域などの制限が設けられております。

設置に当たっては、他の法令の規定によるものなど、許可不要のものを除いて、許可を受けることとなっております。また、広告物の種類に応じて許可期間が定められ、継続して表示する場合には、安全点検報告書を添えて更新許可申請書を提出することとされております。

管理撤去につきましては、条例第21条の管理義務規定で、広告物の設置者・管理者において、補修、その他の適正な管理により良好な状態を保持すること、第23条の除却義務規定で、許可期間の満了や取消しの際には、遅滞なく除却することなどが定められております。

次に、化学肥料低減に向けて取り組む肥料費支援の状況についてであります。

昨年8月に創設された肥料価格高騰対策の支援金は、化学肥料の使用量低減の取組を前提としたコスト上昇分の7割を補填するもので、令和4年6月から10月の5か月間に購入される秋肥と、令和4年11月から令和5年5月の7か月間に購入される春肥を対象としています。

本町においては、国富町肥料価格高騰対策協議会を組織し、一括して国に申請しており、秋肥の申請者は369名となっております。一方、申請の取下げとなった農家は38名おり、うち出荷実績がない方が4名、肥料購入額が小額のため春肥と一緒に申請される方が23名、肥料購入履歴のない方が6名、秋肥対象作物のなかった方が5名となっております。

支援費の交付については、3月1日に国から協議会へ交付されており、現在、生産者への交付準備を進めているところであります。

また、春肥の申請については、国が事業を令和5年度まで繰り越すことから、本年5月末以降に申請受付を行う予定としております。春肥の申請受付の際につきましても、丁寧な説明を行いながら、多くの生産者が申請できるように対応していきたいと考えています。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

本町の鳥獣被害対策における鳥獣の侵入防止柵の設置補助事業は、国の制度事業を活用したワイヤーメッシュ柵設置と、県及び町の事業を活用した電気防護柵の設置の2つの対策があります。そのうち、ワイヤーメッシュ柵の設置は、1地区の対象者を3名以上とすることと、材料の強度について国が示している基準を満たすもの、または同等の強度を有するものを使用することが条件とされており、令和4年度の実績は、法華嶽地区が延長1,700メートルで事業費352万円、井水地区が延長1,615メートルで事業費440万円と、2地区において事業が実施されたところです。

また、ワイヤーメッシュ柵の設置については、直営施工により材料代のみの申請であれば材料

代が全額補助対象となりますが、令和4年度の実施の2地区は直営施工で実施したため、個人負担は発生しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を1時5分といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時02分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

穂寄議員、質問を続けてください。穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 町長答弁ありがとうございました。

まず最初に、屋外広告物といいますと全ての看板類が屋外広告物になると思いますが、まず申請のなされているものについてお伺いいたします。各種団体を含む町内の設置状況についてお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 吉岡都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 高岡土木事務所に問い合わせしました。国富町内で許可、協議により設置されている件数についてお答えいたします。

今年2月末現在、屋外広告物として許可されて設置している件数は67件、公共広告物表示設置協議により設置されている件数は3件となっているとのことであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。

次に、屋外広告物の設置申請についてお伺いします。申請の手続は、どのようにして行われているのかをお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） まず、設置申請についてであります。県の屋外広告物条例第9条に基づき、広告物の種類、寸法、設置場所等を記載した屋外広告物許可申請書により、県の許可を受けることとなります。

また、国や地方公共団体が公共目的で屋外広告物を設置する場合には、公共広告物等の知事の同意基準を満たす必要があり、県の屋外広告物条例第10条ただし書の規定に基づき、高岡土木事務所との協議を行うこととなります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。

次に、看板の種類、形状、設置箇所などで違いがあると思われませんが、基礎工事を必要と思われる場合の基礎の形状、強度、また、材料が木製品の場合の防腐処理などについてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 条例や規則等において構造基準は定められていないのですが、設置者または管理者の責任において、適正な構造・対策を講ずべきものと考えております。

なお、野立て看板等で高さ4mを超える工作物等については、自重や風圧力、地震力、積雪可重等の検討を行い、建築基準法の建築確認を受けた上で、設置許可及び協議申請することとなります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。申請が高土（高岡土木事務所）となっていると聞いたのですが、看板を設置後の連絡などあるのか、また、町として現地確認などありましたら教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） 高岡土木事務所では、設置後に設置者または管理者との立会い等は行っていないとのことで、町にも設置後の連絡等はありませんので、現地確認は行っておりません。

なお、高岡土木事務所では、屋外広告物監視員を配置し、禁止物件、禁止地域への違反広告物の監視や、申請のあった広告物の巡視等を行っているとのことであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。

それでは、各課において設置されている許可申請が必要か否か分かりませんが、たくさん数があると思われまして。各課ごとの設置申請状況、設置枚数、維持管理状況、撤去状況をお聞きします。併せて、看板の内容も分かりましたら教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（吉岡 勝則君） まず、都市建設課では、道路附属物として位置づけられています道路標識が16基、国富スマートインターチェンジ周辺に高速バスのバスストップ駐車場案内板3基の合計19基を管理をしております。

道路標識は、道路法の規定に基づき設置をしているものでありまして、屋外広告物条例の適用除外の広告物となっております。

また、バスストップ駐車場の案内板については、屋外広告物条例に基づく公共広告物表示設置協議により設置をしているもので、2年ごとに更新許可申請手続きを行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 重山総務課長。

○総務課長（重山 康浩君） 総務課関係について申し上げます。

まず1つ目が、交通安全啓発看板であります。例えば、「スピード落とせ」とか「通学路注意」とか、そういった交通安全の啓発に活用するための看板であります。これは看板を設置したいと要望があった区に対しまして、町から配布をしております。ちなみに、平成25年度から令和4年度までの10年間で69枚を配布しております。

2つ目が、平成14年度から平成29年度までの間、交通安全モデル地区活動推進事業によりまして、地区内での交通事故撲滅を目的とした活動に対しまして、全区に補助をしたものであります。その活動費で看板を設置した区もあります。看板の内容につきましては、交通安全モデル地区としまして、「飲酒・暴走運転はしない」、「脇見ぼんやり運転はやめよう」、「心にゆとりを持って運転しよう」と、そういった内容の看板であります。

この中で確認できましたのが31区ございます。いずれの看板も各区が管理しておるものでございまして、交通安全関係の看板で住民などから看板が倒れていると、そういった連絡があった際には、職員が現地を確認しまして、管理者、例えばどこの区とかが確認できれば連絡をするなど対応しております。ただ、管理者が確認できずに危険性があるという場合には、町のほうで撤去・回収することもあります。

以上、お答えします。

○議長（渡邊 静男君） 大矢企画政策課長。

○企画政策課長（大矢 雄二君） 企画政策課が所管する看板が37枚ありまして、そのほとんどは観光案内等の看板であります。これについては、高岡土木事務所の道路占用許可を受けており、5年ごとに更新しております。

また、案内版についての苦情・問合せがあった際には、その都度現地調査を行い、必要な対応を行っております。

あと、「クリーンエネルギー太陽光発電のまち、国富町」という看板がありますが、この看板のみ高岡土木事務所へ公共広告物表示設置協議書を提出しておりまして、2年ごとの更新に合わせて建築基準法による工作物確認を行っているところであります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 菊池町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 町民生活課では、犬のふん尿の後始末をお願いする看板と不法投棄禁止の看板がございます。枚数は不法投棄禁止の看板のほうが多いものですから、それについてお答えいたします。

不法投棄禁止の看板受け払いの受付の申請につきましては、各地区の区長さんから申請をしていただいております。

申請状況は、平成30年度が12件、令和元年度が5件、令和2年度が23件、令和3年度が16件、令和4年度が現在のところ11件の申請となっております。

また、配付枚数は、平成30年度が22枚、令和元年度が5枚、令和2年度が23枚、令和3年度が32枚、令和4年度が16枚を配付しております。

維持管理につきましては、各区をお願いしております。

また、撤去につきましては、通行人や土地の地権者、区長からの連絡で職員が取りに行ったり、気づいた方が持ってきていただいたりという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 児玉教育総務課長。

○教育総務課長（児玉 和弘君） 学校敷地内に設置し、道路から見える看板の数ですけど、小学校が38枚、中学校13枚の合計51枚で、主なものは交通安全標語であります。

管理状況は、傷んだり傾いた看板はなく、風で飛ばないように固定しております。また、スクールバスの看板は、支柱が腐っていたため、全て撤去いたしております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） お尋ねの広告物に該当するものではございませんけれども、類似するものとして社会教育課で設置している看板等には、史跡・文化財の説明板や古墳の標柱がございます。

設置数は説明板が24か所で、そのうち12か所が木製、古墳標柱が金属製で55基設置しております。これらは年間を通し、地域文化財調査協力員の巡回によりまして、損傷等の確認をいただいております。万が一損傷等が確認されましたら、担当課のほうで補修修理をすることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。たくさんありすぎてちょっと分からない点がありましたが、一応町民生活課のほうでは、一応不法投棄というのが一番多いということ

で挙げられていましたが、ちょっとお聞きします、「ごみのないきれいなふるさとつくろうよ」というのは、これはどちらの課でということですかね。「ごみのないきれいなふるさとをつくろうよ」というのです。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。ちょっと待ってください、穂寄議員、続きあります。

○議員（2番 穂寄 満弘君） いいです、一つずつ聞いていきます。すみません。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 記録を見ましたけど、分からなかったんですけど、標語を見ると町民生活課ではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 「空き缶を拾ってきれいなまちづくり」も町民生活課でしょうか。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 同じく町民生活課ではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） それなら、これも当然町民生活課でしょうか。「空き缶、空き瓶の投げ捨てはやめましょう」というのですが、お聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） それも同じく町民生活課ではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 先日、高岡土木事務所の工事で一緒に撤去してもらった分なんですが、永田のです。私にはちょっと分からないんですけど、青少年育成協議会だったと思いますが、40年くらい前、こういう看板はもうなくなっているんでしょうか。これ確かに骨組みだけで撤去してもらいました。ほかのところ骨組みだけのところありますが、それらはどうなっているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 骨組みだけであると何が書かれていたのがちょっと分かりませんので、形としては同じような骨組みではないかと思いますが、はっきりお答えすることはできないということでお答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。看板が全てどちらかの課で管理していないと、またこれから先も維持管理がちょっと無理かなと。撤去してもらうのは撤去してもらえばいいんですけど、そこあたりは各課で調整をしてもらうようによろしくお願いします。

次に、各地区区長さんに設置・維持管理を要請している看板などについてであります。維持管理まで要請していても毎年区長さんも変わります。そういう地区もあります。さらに、地区と地区を結ぶ道路に存在する看板などは、管理がなされていないものをよく見ることがありますが、そういう看板などの維持管理を、再度各地区の区長さんなどに要請を行われているのかを伺います。

これも代表して、一番枚数の多い菊池町民生活課長、お願いします。

○議長（渡邊 静男君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊池 潤一君） 看板設置の申請があった場合には、区長さんに対しまして、適正な維持管理についてもお願いをしております。

しかしながら、議員の言われるとおり、年数がたち、区長さん方も変わったりし、区で管理する看板が分からなくなるといったケースもあると思います。そのようなことから、今回改めまして設置者・管理者に対し、適正な維持管理の要請をお願いする内容の文書を発送したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） ありがとうございます。そういうふうにしてもらえると、申請がなされていない看板類が、ちょっと見苦しい状況のものもあると思いますので、きれいになると思います。ありがとうございました。

申請がなされていれば、2年ごととか5年ごとの更新、維持管理が正しくできると思われませんが、現在申請の出していないものも、正しく管理をしていただくようお願いいたします。

最後に、町内には数は少ないですか、少ないというか多いといいますか、先ほども言いましたように、経年劣化で読めなくなっている看板、斜め45度に傾いた看板、標語が剥がれている、骨組みだけになっている看板、強風などで倒れている看板もあります。使えるものは手を加えていただき、撤去せざるを得ないものは早急に対応していただけるように、各課でよろしくお願いします。

今回、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、3月いっぱい退職されます重山総務課長、大矢企画政策課長、吉岡都市建設課長、児玉教育総務課長、最後の答弁をいただきました。本当にありがとうございました。在任期間中に各課の担当に維持管理、不必要なものは、もしもあるとしましたら、撤去の依頼を指示してくださるようよろしくお願いします。

最後になりますが、道路に設置してある啓蒙・啓発のための看板類は、大変重要なものであります。その看板を見て姿勢を正すこと、賛同することなどたくさんありますが、設置・維持・管理が正しく行われていないと、逆に見苦しいものに見えます。道路景観の維持、風致の維持のために、さらに公衆に対する危害を防止するために、ここが一番大切だと思います、危害を防止するために、これからも今まで以上に維持管理に取り組んでもらいたいものです。

次に、農業行政についてお伺いします。

初めに、原油価格・物価高騰の影響に対する支援として、燃油、資材、肥料、電気料金などへの支援がたくさんありますが、今回は、昨年末より申請・支払いが始まる肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費の支援についてお伺いいたします。

町長答弁にありましたコスト上昇分の7割を補填するものであると、これは国が7割、県もこれに1.5割加算されて8.5割になるということでしょうか。ほかの県では、県の2割支援という県もありますが、合計で9割になる支援もあると思います。では、伺います。町内でどれくらいの農業者組織の申請が行われたかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） ただいまのご質問にお答えします。

本町におきましては、農業者代表や関係機関で組織します国富町肥料価格高騰対策協議会を組織しまして、一括して申請をしております。秋肥の申請者は、先ほど町長の答弁でございましたとおり369名ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 当初、国の申請は5戸以上ということで聞いていたのですが、今回は町のほうではまとめてやるということで、最初の頃に聞いた話なんです、5戸で出したというような話を聞きました。私たちは個人でJAが取りに来たという話も聞いたことがあります。個人申請がなかったか、5人以上の申請がどれくらいあったか、ちょっとお聞きしたいんですが、後の支援の肥料の関係もありますので、ちょっと教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） ほとんどの方が、この町の協議会での申請となっております。一部ではありますけれども、町外の肥料の販売業者を通して申請をされている方もいらっしゃいます。ただ、個人の申請はございませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。5戸以上のグループになりますとハードルが高くなると心配しておりましたが、町の協議会で取りまとめていただいたということで大変助かります。

次に、支援の対象となる肥料について、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象となっていますが、数日の前後は認められないのかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 秋肥分の購入の期間は、令和4年6月から10月までであります。春肥の購入期間が、令和4年11月から令和5年5月までとなっております。

購入を証明します書類を添付する必要があるがございます。そのため期間を越えた日付の肥料については、対象外となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。肥料価格の支援が行われるということを知る前に、肥料の購入を前倒しでされるという方がいましたので、お聞きしました。

今回秋肥の申請を行った場合、次回春肥の申請は簡素化できるのかをお尋ねします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 施設園芸を除きまして、秋肥は秋冬の作物を対象とした施肥であります。春肥につきましては春夏、春、夏の作物を対象としました施肥となりますので、それぞれの作物に合わせた化学肥料の低減の取組が必要となります。

購入しました肥料の証明につきましても、購入時期が異なりますため、改めて提出する必要があるということで、簡素化はできないということがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。

次の質問に参ります。申請に必要なものとして、購入価格の分かる注文票などが1点と、もう一点が化学肥料の低減に向けた取組に2つ以上取り組むこととなっておりますが、取組内容で本町が特に取り組んでもらいたいものがありましたらお聞かせください。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） それぞれの生産者が栽培する作物によりまして取組内容は異なる状況ではございますが、町としましては堆肥を製造または販売していることと、取組メニューに堆肥の施用という項目がございますので、町の堆肥の積極的な活用を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） そうですね、取組の中に堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用があります。もちろん町の堆肥の積極的な活用をお願いされたと思うのですが、これからの春肥の申請の際も同様に、町の堆肥の積極的な活用を奨励していただきますようお願いします。

次の質問に参ります。5戸以上の農家で取り組む場合の化学肥料の低減に向けた取組は、取組の内容が違いが発生しても構わないのか教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 取組につきましては、申請の受付段階で作物別に取組のしやすいメニューをこちらのほうから提案しまして、各生産者が栽培状況に応じまして取組内容を選定しております。内容については違いが発生します。ただ、当初の申請で決めた取組内容を途中で変更する場合には、変更手続で行えば可能でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。

次の質問です。化学肥料の低減に向けた取組の中で、準備が必要なものがあると思います。すぐに行えない場合はどうすればよいのかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 秋肥申請の段階で、化学の利用低減の取組が困難な場合につきましては、令和5年度までに取組を実施すればよいということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。十分に余裕を取っていただいているのでありがたいことです。

次の質問に参ります。化学肥料の低減に向けた取組は、全ての作物、全ての面積で実施する必要があるのかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 化学肥料低減の取組につきましては、秋肥申請ならば秋肥を使用する作物での取組になります。多品目栽培の場合には、代表的な作物で取り組んでもらえばよいとされておまして、面積については規定はございません。ただし、既に取組を実施されている作物でありましたら、面積の拡大での取組の強化という取扱いになります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。代表の作物と言われますと、作付面積が半分以上占める作物ということでよろしいでしょうかね。

次の質問に参ります。畑作物や野菜等の作条施肥は局所施肥技術に含まれないかお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） まず、全層施肥、これは圃場の全体に均一に肥料を散布するという方法でございます。一般的には全層施肥を行う作物についてですが、この条施肥を行う場合は、局所の施肥技術に含まれるとされております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。

次の質問になります。土壌診断は、どのような程度の密度で行えばよいのかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 土壌診断の密度については、作物や土壌の条件によって異なりますため、一律の基準はございません。適正な施肥量を把握する上で必要な密度を確保すればよいことになっております。

J Aの国富の営農センターに土壌診断する際の採取サンプルの数について確認しましたところ、露地・施設を問わず、1圃場につきまして3か所から5か所の土を取って診断しているとの返答がございました。土壌に必要な密度について、一応参考として考えているところでございます。

既に土壌診断を行っている場合は、精度の向上のために密度を高くしたり、診断結果による効果的な施肥を行うことで取組の強化を扱うこととなります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。土壌診断を行って、適切な施肥量を把握することが一番の目的だということですね。よく分かりました。

化学肥料の低減に向けた取組の内容が少し理解できたような気がします。ではお聞きします。最初の予定では、令和4年10月頃から秋肥の申請が始まり、令和4年12月頃には秋肥分の支援金の交付が始まると聞いていたのですが、申請が少し遅れていたようだが、支援金の交付への影響についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 秋肥分の申請につきまして、当初、年内もしくは1月に交付に向けて準備を進めてまいりましたが、支援金算定に当たっての肥料購入データの抽出作業、また、肥料の支援対象の有無の確認、肥料購入の証明書等の不備に関する再提出に対するスケジュールの遅れが生じました。3月1日に国から協議会への交付がされましたので、今月中に生産者のほうへ交付するための交付の通知書や振込作業の準備を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 町長答弁にありましたが、再度お聞きします。昨年6月分の購入から秋肥分の支援金です。皆さん既に多額の肥料代金を支払っておられます。一刻も早く支援金の交付をお願いします。春肥の申請も当初の計画では令和5年2月からでした。3月には春肥分の支援金の交付予定でしたが、既に遅れております。今後の日程についてお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 当初3月までに交付する計画で、2月頃に申請受付をすると周知しておりましたけれども、国からの令和5年度に繰り越す通知がありましたことから、令和5年の5月末以降に申請受付を計画する方向で今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。5月末もすぐに来ますので、万全の準備よろしくお願いしておきます。

最後になりますが、取組内容の確認はどのようにして行われるのかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 取組の実施期間が令和5年度までとなっていますので、取組内容の確認につきましては、令和5年に状況を確認、令和6年の12月までに実績確認になると思われます。いずれの確認にも取組状況を報告するための書類の提出が求められることとなりますので、必要書類の周知を定期的に行っていく考えでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 最後の確認作業も重要なものだと思いますので、書類の周知徹底を必ず行ってください。

これで肥料費の支援の質問を終了いたしまして、次の質問に参ります。

鳥獣被害対策として捕獲活動経費の支援があります。捕獲頭数に応じた活動の支援と捕獲機材の導入支援があります。

次に、捕獲体制の強化として、捕獲サポート体制の構築支援があります。今回は鳥獣の侵入を防ぐための柵の設置整備についてお伺いします。柵の種類は、電気柵、ネット柵、金網柵とワイヤーメッシュ柵がありますが、今回はワイヤーメッシュ柵についてお伺いいたします。

まず最初に、最近の鳥獣被害の状況についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 日高農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 本町の鳥獣被害につきましては、イノシシ、鹿、アナグマ、タヌキが主でございます。町で取りまとめた資料によりますと、令和元年度から3年度の3か年におきまして、元年度が131aの約380万円、2年度が405aで約670万円、3年度が286aで約300万円ございました。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。国富町の鳥獣被害防止計画の令和5年度の被害金額目標値が271万9,000円となっておりますが、前年度が大変多い数字だと思います。被害面積目標としましても1.3haの目標値になっておりますが、これが今の時点では達成できないような状況にあらうかと思いますが、有害鳥獣捕獲の状況について教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 有害鳥獣捕獲の状況につきましては、主な捕獲対象はイノシシ、鹿、タヌキ、アナグマの4種類に分けられますけれども、令和元年度から3年度の3か年の各平均値と比較しますと、イノシシが383頭、鹿が155頭、タヌキが88頭、アナグマが77頭の年間平均の総頭数が703頭となります。全体の捕獲割合で比較しますと、約54%をイノシシが占めておまして、その次に鹿が22%、鹿とイノシシ合わせて全体の4分の3を上回る状況となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 私が持っているのと、ちょっと数量が違うような気がしましたが、猟友会の皆さんの努力に感謝申し上げます。

しかし、有害鳥獣の数は減少するどころか、毎年増加しているように思います。先ほどの捕獲実績の中に鳥の数値は出ていなかったんですが、今、カワウ、うち辺りにもいます、クロウが。被害が多くて、アユなんかは全くなくなったという話も聞くことがあります。

先日の日曜日、5日の日曜日のことですが、猟友会の方々が10名ぐらいで、八幡神社の北の山林で駆除狩りでしょうか、行っておられました。大変ありがたいことです。これからも猟友会の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。鳥獣被害対策で普及センターと町が連携を図り、集落の鳥獣被害対策の知識習得のための研修などに取り組んでいる地域はどれぐらいあるかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 普及センターとの連携して集落の単位で研修を行った地区でございますが、直近では令和2年度に1地区、令和3年度に2地区、令和4年度に1地区ございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。この事業に関心を持たれる方から連絡がありまして、説明したことがあります。コロナの影響も少し落ち着いている状況になりましたので、ぜひとも各地区、水利組合等、あと保全組合、農地維持の保全組合等の団体に地域ぐるみで取り組むよう鳥獣被害の研修会の開催の必要性を周知して行ってください。

次に、他の市町村に比べて本町における取組が非常に少なく思えますが、他の市町村に比べて鳥獣被害が少ないのでしょうか、お聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 県の資料を参考に、市町村におけます野生鳥獣の農作物の被害額の推移について説明があります。平成29年から令和3年度の5か年の被害額の割合から算出した状況でいきますと、26市町村中、被害額の高い順から14番目から20番目の間で推移を本町はしておりまして、県全体において1%から1.9%の割合での被害が少ないほうであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） どの市町村も変わらず、特に鳥獣被害がたくさん発生しているからこそ、この事業に取り組む市町村が増えているのだと思われま。

それでは、お聞きします。鳥獣被害対策において、本町における近年のワイヤーメッシュ柵の導入についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 本町のワイヤーメッシュ柵の導入につきましては、令和3年度に市ノ瀬地区が、電気柵との複合柵として、国の採択を受けて設置しております。令和4年度につきましては、法華岳地区がワイヤーメッシュ柵と井水地区が市ノ瀬地区と同様に複合柵で導入をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。お聞きします。ワイヤーメッシュ柵設置後の問題点など発生しないかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 町内でのワイヤーメッシュ柵の設置は、令和3年度の1地区が最初でございます。現在のところ、地区からの問題点についての報告は、今のところ受けておりません。お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 本町の取組が令和3年度からが初めてで、1地区だけの取組ということですね。分かりました。それではお聞きします。ワイヤーメッシュ柵の直営施工の単価の現状についてお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 鹿・イノシシ兼用のワイヤーメッシュ柵の場合でございますが、直営施工の単価につきまして、国の実施要領で定めます上限単価、これが令和2年度まではメーター当たり1,573円、これは税込みでございますが、国独自の調査で実態に即した単価に見直しがなされまして、令和3年度から税込みでございますが、メートル当たり2,145円で572円の増となっております。実際施工されました事業費から算出した単価では、約2,071円でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 見直されたばかりと聞きまして、少し高くなっているのが安心しましたが、高さ2mの単価で2,145円ということですね。分かりました。

次にお聞きします。国の支援する単価が近年資材の高騰に対応していなくて、材料の選定に特に重要な強度などに対して支障を及ぼしていないかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 強度につきましては、町長の答弁でも説明しておりますけれども、国が規格の基準を定めておりまして、基準に満たない資材は交付金の対象外となります。そのため、見積り入札に係る仕様書では、国の要件を満たす内容を示しまして、適正な強度のある資材の納品依頼を行っています。そのため、強度については支障がないと判断しております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 実際に施工されている現場を見させてもらいました。支柱は

2 m間隔で施工がなされ、中間の支柱もなく、扉の支柱においては、少し貧弱な支柱でありました。途中の2 m間隔の支柱におきましては、3 1. 8 m/mの1. 2 mmですか、厚みが。貧弱で、これで本当に鹿が突進してきた場合に、もてるのかなというような不安も抱きました。

また、ワイヤーメッシュの編み目の間隔もどんどん毎年のように広がっているのが現実であります。さらに、掘削侵入防止柵、はかまの部分ですが、亀甲金網で幅が5 0 cmから現在は3 3 cmまで減少しております。

お聞きします。資材の強度を最低限維持しようとした場合に、取組を行う団体、農家の方々に、材料の自己負担、今までに及ぼしたことはないかお聞きします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 資材の強度については、国の基準を遵守するように業者に求めております。

令和4年度に導入しました2地区については、直営施工による見積入札の結果、事業費は国を定める上限単価の範囲で収まったことから、個人の負担は発生しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） 分かりました。

今現在施工されている資材は、強度、施工性、耐久性、維持・管理の面からも限界に来ていると思います。設置で苦勞して、維持・管理も大変な状況になると思います。数年前の他の市町村で施工してあるくらいの規格まで戻せるように、国の直営施工単価の上限を見直していただけるように、県と一緒に働きかけをお願いいたします。

ここでお聞きします。今後、ワイヤーメッシュ柵の直営施工に取り組む組織、農家に自己負担が発生した場合に、本町からの支援はできないかお伺いいたします。

○議長（渡邊 静男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（日高 佑二君） 町では、県単の鳥獣保護区等の周辺被害防止対策事業によります電気防護柵の費用につきましては、約3分の1を自己負担していただいております。これに対しまして、ワイヤーメッシュ柵の直営施工に対しまして国の補助事業につきましては、国が示しています上限単価以内で事業費が収まれば、自己負担なしで取り組めますので、町としましては当面の間、自己負担が発生しないように指導を徹底しながら、今後の支援を継続していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 穂寄議員。

○議員（2番 穂寄 満弘君） もしもですが、自己負担が発生するようなことがありましたら、

よろしく申し上げます。

最後になりますが、今の農業を取り巻く問題は数え切れません。基幹農業従事者の数は、令和2年には136万人まで減少しております。平均年齢も67.8歳まで上昇し、60歳以下の基幹農業従事者数は67万人ということです。担い手の減少、高齢化の進行などにより、労働力不足やそういう問題が多々あります。農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多くあります。

省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題であります。農業者が減少する中、一人当たりの作業面積は拡大しております。農産物の選別など多くの雇用労力に頼る作業、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない危険な作業や、きつい作業、トラクターの操作など熟練の技術を要する作業が多く、新規参入が困難なケースなど、課題がたくさんです。

国や県の取り組みとして、スマート農業があります。ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のことですが、効果として作業の自動化、情報共有の簡素化、データの活用などでドローンによる病虫害被害の確認、及びその結果に基づくピンポイントの農薬散布や田植え機やトラクター、無人ヘリを活用した可変施肥、牛に装着したセンサーによるリアルタイム、牛の体調の24時間見守りなど、数多くあります。スマート農業の実証プロジェクトの200地区の中に、宮崎県西都市のJAファームみやざきがキャベツ、ほうれん草、人参の品目に取り組んでいます。

農協組織がスマート農機を保有し、契約農家が収穫などをアウトソーシングすることで、農家の初期投資額を抑え、収益向上につながっております。こういう最新の取組も大変大事ということと言うまでもありませんが、これから先も維持していく、田んぼなどを守るため、これから先も維持していくことが一番の課題であります。あと5年もしたら、農業従事者の平均年齢は70歳に近づくようになり、農業者数も100万人近くまで減少するのではないかと思います。農業のまち、国富町であるなら、少しでも耕作放棄地が増加しないように早めの手立てをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡邊 静男君） これで、穂寄満弘君の一般質問を終結します。

.....

○議長（渡邊 静男君） これにて一般質問の全てを終わります。

ここで暫時休憩といたします。次の開会を2時10分といたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（渡邊 静男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

---

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

○議長（渡邊 静男君） 日程第2、議案第1号「令和5年度国富町一般会計予算について」、日程第3、議案第2号「令和5年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計予算について」、日程第4、議案第3号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計予算について」、日程第5、議案第4号「令和5年度国富町介護保険特別会計予算について」、日程第6、議案第5号「令和5年度国富町水道事業会計予算について」、日程第7、議案第6号「令和5年度国富町水道事業会計予算について」、日程第8、議案第7号「令和5年度国富町下水道事業会計予算について」の7件を一括して議題とします。

これから総括質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これにて総括質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までの7件については、会議規則第36条第1項の規定により、各常任委員会の所管部門に関する事項として、各常任委員会に分割付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議案第1号から議案第7号までの7件については、各常任委員会の所管部門に関する事項として、各常任委員会に分割付託することに決定しました。

この際、お願いしておきます。明日9日から先に決定しました会期日程のとおり、各常任委員会の子算審査に入ります。執行部には改めて通知しませんので、所管委員会ごとにそれぞれ対応方をよろしくお願いいたします。

---

日程第9. 議案第17号

○議長（渡邊 静男君） 日程第9、議案第17号「工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事（建築主体）〕の変更について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号「工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事（建築主体）〕の変更について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第17号「工事請負契約〔令和4年度東諸葬祭場改修工事（建築主体）〕の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第18号

○議長（渡邊 静男君） 日程第10、議案第18号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（9番 飯干 富生君） 1点だけお願いします。

歳入の23ページの一番下ですね。財産収入ですね、利子及び配当金ということで、基金運用収入が上がっておりますが、この運用されている基金の内容を教えてください。どういう基金で運用されているのかを教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 横山会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（横山 香代君） では、基金運用収入についてお答えいたします。

令和4年12月現在の残高ですけれども、有益な資金運用のために17基金のうち、12基金を一括運用して、額面に7億円の国債を保有しており、その運用収益となります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終結します。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第9号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第18号「令和4年度国富町一般会計補正予算（第9号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時16分散会

---